

# くまもと間伐材利活用推進事業実施要領

## 第1 目的

間伐の実施を早急に必要とする森林について間伐を推進するとともに、間伐材の利活用の拡大を図るため、間伐材流通経費等の一部を助成し、森林所有者等の間伐意欲を喚起することにより、県内の森林の適正な森林整備に資するほか、間伐材の安定供給を推進することを目的として、「くまもと間伐材利活用推進事業」（以下、「事業」という。）を実施する。

## 第2 事業の実施

事業の実施に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第3 補助事業者

補助事業者は、市町村とする。

## 第4 事業実施主体

事業の実施主体は、間伐を実施した以下の者とする。

- (1) 県内の森林で森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林の施業代行者。
- (2) 森林所有者と間伐材生産出荷に係る委託契約を締結した県内の森林組合（熊本県森林組合連合会を含む。）、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事の認定を受けた林業事業体（以下「認定事業体」という。）及び「熊本県版育成経営体「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」の選定要領」に基づき認定を受けた経営体（以下「育成経営体」という。）。

## 第5 補助対象経費及び補助金額

- (1) 補助対象経費は、当該森林が所在する市町村が森林所有者等に対して助成した間伐材流通経費等の費用の一部とする。
- (2) 補助金額は要項別表に基づき補助事業者が間伐材流通経費に対して助成した額の2分の1とし、以下の区分に応じて交付する。
  - ①補助対象材を素材市場に出荷した場合に1立方メートル当たり、1,700円を上限として交付する（区分1）。
  - ②補助対象材を製材工場等の加工場に出荷した場合に1立方メートル当たり1,200円を上限として交付する（区分2）。
  - ③補助対象材を中間土場に出荷した場合に1立方メートル当たり900円を上限として交付する（区分3）。

## 第6 補助対象の条件

補助対象の条件として次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) スギ・ヒノキの人工林である。
- (2) 国有林、公有林及び公団有林ではない。  
(なお、森林（立木）の所有が私有である分収林は補助対象。)

- (3) 間伐材の対象齢級は、5 齢級から 18 齢級とする。
- (4) 原則として、林道等から間伐対象林の最遠部までの距離が斜距離で 100メートル以上あること。
- (5) 出荷された間伐材の材長は原則として 2メートル以上とする。
- (6) 補助対象となる間伐材（以下「補助対象材」という。）は原則として、A材（柱・梁・桁・土台等の構造用製材に利用される通直材）、B材（国産材合板、集成材用ラミナに利用される小曲がり材）及びC材（チップ、木質バイオマス等の燃料に利用される曲がり材）とする。
- (7) 1ヘクタール当たりの間伐材出荷量のA材とB材の合計で50立方メートルを上限とし、C材を含む場合は30立方メートルまで加算可能とする。
- (8) 補助対象は、素材市場へ出荷したA材・B材、製材工場等の加工場へ出荷したA材・B材・C材、中間土場へ出荷したB材・C材とする。
- (9) 補助金交付申請をしようとする対象林分が複数の市町村に存在する場合は、対象林分が所在する市町村ごとに分けて取り扱うものとする。

#### 第7 実施計画書等の提出

- (1) 要項第3条の事業実施計画書の様式は、別記第1号様式とする。
- (2) 知事は提出された事業計画について、県の予算の範囲内で承認し、別記第2号様式により通知する。

#### 第8 実施計画の変更協議

- (1) 要項第5条の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式とする。
- (2) 事業実施変更計画書の提出があった場合には、県の予算の範囲内で調整を行い、別記第3号様式により通知する。

#### 第9 補助金交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記第1号様式とする。

#### 第10 補助金の交付の条件

補助金交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当該間伐対象林においては、事業完了年度の翌年度から起算して5年間は主伐（皆伐）を行ってはならない。また、森林以外の用途へ転用（森林所有者が当該間伐対象林を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をされた後、森林以外の用途へ転用される場合を含む。）してはならない。
  - (2) 補助事業者は、規則、要項及びこの要領に従わなければならない。
  - (3) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出について証拠書類を、事業終了の翌年から起算して5年間保管しなければならない。
- 2 補助事業者が前項に付した条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

#### 第11 変更申請

要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式とする。

#### 第12 事業の完了

補助事業者は、事業が完了したときは、第13の(1)によるしゅん工検査を速やかに実

施し、検査復命の写しを添付のうえ、要項第11条に基づく工事完成報告書（要項別記第9号様式）を提出しなければならない。

### 第13 検査

- (1) 補助事業者におけるしゅん工検査は、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては書類検査、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては書類検査及び現地検査とする。

なお、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては、しゅん工検査実施報告書（別記第4号様式）、実施一覧（別記第6号様式）、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては、しゅん工検査実施報告書（別記第5号様式）、実施一覧（別記第7号様式）をそれぞれ作成し、施行箇所総括位置図（別記第8号様式）を添付して提出するものとする。

#### ア 書類検査

- (ア) 事業実施主体が受託して実施したものについては、契約関係（受託契約、作業依頼書等）の確認（全件）
- (イ) 森林所有者が実施主体の場合（自ら作業を行った場合）、森林経営計画の認定を受けているかどうかの確認（全件）
- (ウ) 森林簿等による樹種、林齢及び面積の確認（全件）
- (エ) 森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から100メートル以上の森林であるかの確認（全件）
- (オ) 伝票等による補助対象材（樹種がスギ・ヒノキで、材長2メートル以上のA～C材）の確認と数量の確認（全件）
- (カ) 1ヘクタール当たりの間伐材出荷量が第6の（7）を満たしているかの確認（全件）

#### イ 現地検査

現地検査は、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについて行うこととし、該当する実施箇所全体の3割以上を抽出により行うものとする。

- (ア) 間伐実施林の確認と、樹種がスギかヒノキであることの確認
- (イ) 間伐木の伐根の年輪により5～18齢級であるかの確認
- (ウ) 間伐実施林の状況による間伐面積及び出荷伝票等の数量の妥当性の確認
- (2) 所管の広域本部長（阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長。以下「広域本部長等」という。）は、補助事業者から第12による工事完成報告書の提出があった場合、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては書類検査、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては書類検査及び現地検査を実施するものとする。

なお、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては、確認検査復命書（別記第9号様式）、実施一覧（別記第11号様式）、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては、確認検査復命書（別記第10号様式）、実施一覧（別記第12号様式）をそれぞれ作成し、農林水産部長に提出しなければならない。

また、検査箇所の選定及び決定については、広域本部長等が行うものとする。

#### ア 書類検査

- (ア) 事業実施主体が受託して実施したものについては、契約関係（受託契約、作業依頼書等）の確認（実施箇所の1割以上）
- (イ) 森林所有者が実施主体の場合（自ら作業を行った場合）、森林経営計画の認定を受けているかどうかの確認（実施箇所の1割以上）

- (ウ) 森林簿等による樹種、林齢及び面積の確認（実施箇所の1割以上）
- (エ) 伝票等による補助対象材（樹種がスギ・ヒノキで、材長2メートル以上のA～C材）の確認と数量の確認（実施箇所の1割以上）
- (オ) 1ヘクタール当たりの間伐材出荷量が第6の（7）を満たしているかの確認（実施箇所の1割以上）
- (カ) 森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から100メートル以上の森林であるかの確認（実施箇所の1割以上）
- (キ) 市町村検査復命書の確認

#### イ 現地検査

現地検査は、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについて行うこととし、補助事業者が現地調査した以外のもので、全実施箇所の1割以上を抽出により行うものとする。

- (ア) 間伐実施林の確認と、樹種がスギかヒノキであることの確認
- (イ) 間伐木の伐根の年輪により5～18齢級であるかの確認
- (ウ) 間伐実施林の状況による間伐面積及び出荷伝票の数量の妥当性の確認

#### 第14 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第13号様式とする。

#### 第15 補助金の概算払請求

要項第15条第2項の概算払請求書には別記第14号様式を添付するものとする。

#### 第16 補助金の返還等

補助事業者は、第11（補助金の交付の条件）第1項の規定に反した場合は交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

- 2 やむを得ない事由により該当間伐生産地を該当補助事業の完了年度から起算して5年以内に皆伐又は森林以外の用途へ転用する場合には、補助事業者は前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免について知事に協議することができるものとする。
- 3 第2項の規定により補助事業者が知事に返還の減免について協議する場合には、次に掲げる資料を提出するものとする。
  - (1) 森林の皆伐（転用）届出書（別記第15号様式）
  - (2) 補助金交付申請書の写し
  - (3) 補助金の交付決定及び額の決定通知書の写し

#### 第17 補助金事務取扱い

事業実施主体の補助金事務取扱いについて、次により行うことができるものとする。

- (1) 森林組合以外の事業実施主体の場合、事業（変更）計画書、補助金交付申請書、事業完了届、実績報告書の作成及び提出、しゅん工検査に関する立会い、補助金受領及び支払に関する行為・事務について、森林組合に委託することができるものとする。
- (2) この際、森林組合の補助金事務取扱手数料は、原則として実費の範囲内とする。

#### 第18 事業の推進

補助事業者は、事業実施主体とともに森林所有者に対し、補助事業の円滑な推進のため十分な広報活動を行うほか、間伐の推進と間伐材の安定供給についての普及活動を行うこととする。

#### 第19 書類の経由

規則、要項又はこの要領に基づき知事に提出する書類は、広域本部長等を経由するものと

する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年（2020年）5月15日から施行する。

別記第1号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業実施（変更）計画書

1 事業計画及び経費（補助金）の配分

（単位：円）

事業内容	区分	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	補助事業 に要する 経費	経費内訳		補助単価 (円/m <sup>3</sup> )	
					県費	市町村費	県	市町村
間伐材 生産経費 補助	区分1						1,700	
	区分2						1,200	
	区分3						900	
	合計							

- 注) 区分1：素材市場へ出荷する場合  
 区分2：製材工場等の加工場に直送する場合  
 区分3：中間土場へ直送する場合

2 変更理由

- （記載方法）①記載は最高4段書きとし、最下段を実施計画（市町村記載）、2段目を承認計画（農林水産部長記載、変更の際は市町村記載）、3段目を変更実施計画（市町村記載）、4段目を変更承認計画（農林水産部長記載）を記載するものとする。
- ②承認計画を変更する場合には、2変更理由を簡潔に記入する。
- ③面積は小数点第2位まで記載する。
- ④間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第 2 号様式

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業実施計画書の承認について  
令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった令和 年度くまもと間伐材  
利活用推進事業実施計画について別紙のとおり承認しますので、熊本県補助金等交付規則第 3  
条及び熊本県補助金等交付規則第 3 条及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第 6 条の  
規定に基づき、補助金交付申請書を令和 年 月 日までに提出してください。

なお、補助予定額は下記のとおりとしますので申し添えます。

記

内示額 円

注) 別記第 1 号様式 (事業実施計画書) の写しに承認計画 (2 段目) を朱書きしたものを添付

別記第3号様式

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業変更実施計画書の承認について  
令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった令和 年度くまもと間伐材  
利活用推進事業変更実施計画について別紙のとおり承認しますので、熊本県補助金等交付規則  
第7条及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第8条の規定に基づき、変更申請書を令和  
年 月 日までに提出してください。

注) 別記第1号様式(事業実施変更計画書)の写しに承認計画(4段目)を朱書きしたものを  
添付



別記第4号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業しゅん工検査実施報告書

(国庫補助を受けて間伐を実施したもの)

- 1 市町村名
- 2 事業期間
- 3 事業実施主体
- 4 検査年月日

5 間伐材生産経費補助検査総括表

(単位：円)

	間伐実施区分	件数	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	補助事業に 要する経費	補助負担		補助単価(円/m <sup>3</sup> )	
						県費	市町村費	県費	市町村費
補助 申請	区分1							1,700	
	区分2							1,200	
	区分3							900	
	合計								

- 注) 区分1：素材市場へ出荷する場合  
 区分2：製材工場等の加工場に直送する場合  
 区分3：中間土場へ直送する場合

※記載方法

- ①面積は小数点第2位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第5号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業しゅん工検査実施報告書

(国庫補助を受けずに間伐を実施したもの)

- 1 市町村名
- 2 事業期間
- 3 事業実施主体
- 4 検査年月日
- 5 間伐材生産経費補助検査総括表

(単位：円)

	間伐実施区分	件数	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	補助事業に 要する経費	補助負担		補助単価(円/m <sup>3</sup> )	
						県費	市町村費	県費	市町村費
補助申請	区分1							1,700	
	区分2							1,200	
	区分3							900	
	合計								
抽出検査	区分1							1,700	
	区分2							1,200	
	区分3							900	
	合計								
検査抽出率 (件数率)		%							

※現地検査抽出率は抽出検査件数／全実施件数

注) 区分1：素材市場へ出荷する場合

区分2：製材工場等の加工場に直送する場合

区分3：中間土場へ直送する場合

※記載方法

①面積は小数点第2位まで記載する。

②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業実施一覧

(国庫補助を受けて間伐を実施したもの)

- 1 検査年月日
- 2 検査員職氏名
- 3 事業実施主体

補助金 申請整理 番号	林班	小班	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	書類検査 (全件)				
					樹種	林齢	距離 確認	受託 契約 書	伝票 数量 確認
1-1									
1-2									
1-3									
2-1									
2-2									
2-3									
3-1									
3-2									
3-3									
4-1									
4-2									
4-3									
5-1									
5-2									
5-3									
合計									

(書類検査)

- ①森林簿等により、樹種、林齢及び面積の確認を行った。(樹種、林齢の記入)
- ②森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から間伐対象林の最遠部までの距離が斜距離で100m以上であることを確認した。(○を記入)
- ③事業実施主体が受託により実施したものについては、作業の委託契約がなされているかの確認を行った。(○を記入)
- ④事業実施主体が受託をしていないものについては確認不要。(—(ハイフン)を記入)
- ⑤伝票等により、補助対象(樹種がスギ・ヒノキ、材長2m以上のA材～C材)の確認と、数量の集計確認を行った。(○を記入)

※記載方法

- ①面積は小数点第2位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第7号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業実施一覧

(国庫補助を受けずに間伐を実施したもの)

- 1 検査年月日
- 2 検査員職氏名
- 3 事業実施主体

補助金 申請整 理番号	林班	小班	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	現地検査 (抽出3割)			書類検査 (全件)				
					樹種	林齢	間伐 状況 確認	樹種	林齢	距離 確認	受託 契約 書	伝票 数量 確認
1-1												
1-2												
1-3												
2-1												
2-2												
2-3												
3-1												
3-2												
3-3												
4-1												
4-2												
4-3												
5-1												
5-2												
5-3												
合計												

(現地検査)

- ①樹種については現地でスギ又はヒノキであることを確認した。(○を記入)
- ②林齢については間伐木の年輪より5～18齢級であることの確認を行った。(○を記入)
- ③現地での間伐の状況から間伐面積及び間伐材出荷量が適当と判断した。(○を記入)

(書類検査)

- ④森林簿等により、樹種、林齢及び面積の確認を行った。(樹種、林齢の記入)
- ⑤森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から間伐対象林の最遠部までの距離が、斜距離で100m以上であることを確認した。(○を記入)
- ⑥事業実施主体が受託により実施したものについては、作業の委託契約がなされているかの確認を行った。(○を記入)
- ⑦事業実施主体が受託をしていないものについては確認不要。(—(ハイフン)を記入)
- ⑧伝票等により、補助対象(樹種がスギ・ヒノキ、材長2m以上のA材～C材)の確認と、数量の集計確認を行った。(○を記入)

※記載方法

- ①面積は小数点第2位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

施行箇所総括位置図

縮尺 _____	郡 市	町 村
<p>(注) 1 施行箇所の申請番号を○印で囲み表示すること。 2 図面は1/5万地形図、1/2万5千地形図、これに準じた市町村管内図でも良い。</p>		

別記第9号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業確認検査復命書

(国庫補助を受けて間伐を実施したもの)

- 1 補助事業者名
- 2 事業実施主体
- 3 検査年月日

4 間伐材生産経費補助検査総括表

(単位：円)

	間伐実施区分	件数	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	補助事業に 要する経費	補助負担		補助単価(円/m <sup>3</sup> )	
						県費	市町村費	県費	市町村費
補助 申請	区分1							1,700	
	区分2							1,200	
	区分3							900	
	合計								

- 注) 区分1：素材市場へ出荷する場合  
区分2：製材工場等の加工場に直送する場合  
区分3：中間土場へ直送する場合

※記載方法

- ①面積は小数点第2位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業について、伝票等事業量が確認できる書類、市町村検査等について書類検査を実施しましたところ、関係規則等に照らし適正と認められますので復命します。

広域本部長（地域振興局長） 様

令和 年 月 日

検査員職氏名

印

別記第10号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業確認検査復命書

(国庫補助を受けずに間伐を実施したもの)

- 1 補助事業者名
- 2 事業実施主体
- 3 検査年月日

4 間伐材生産経費補助検査総括表

(単位：円)

	間伐実施区分	件数	面積 (ha)	間伐材出荷量 (m <sup>3</sup> )	補助事業に要する経費	補助負担		補助単価 (円/m <sup>3</sup> )	
						県費	市町村費	県費	市町村費
補助申請	区分1							1,700	
	区分2							1,200	
	区分3							900	
	合計								
抽出検査	区分1							1,700	
	区分2							1,200	
	区分3							900	
	合計								
検査抽出率 (件数率)		%							

※現地検査抽出率は抽出検査件数／全実施件数

注) 区分1：素材市場へ出荷する場合

区分2：製材工場等の加工場に直送する場合

区分3：中間土場へ直送する場合

※記載方法

①面積は小数点第2位まで記載する。

②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業について、現地検査のほか契約関係（受託契約書等）、伝票等事業量が確認できる書類、市町村検査等について書類検査を実施しましたところ、関係規則等に照らし適正と認められますので復命します。

広域本部長（地域振興局長） 様

令和 年 月 日

検査員職氏名

印

別記第 1 1 号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業実施一覧

(国庫補助を受けて間伐を実施したもの)

- 1 検査年月日
- 2 検査員職氏名
- 3 補助事業者名
- 4 事業実施主体名

補助金 申請整 理番号	林班	小班	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	書 類 検 査 (抽出 1 割)			
					樹種	林 齢	距離 確認	伝票 数量 確認
1-1								
1-2								
1-3								
2-1								
2-2								
2-3								
3-1								
3-2								
3-3								
4-1								
4-2								
4-3								
5-1								
5-2								
5-3								
合計								

(書類検査)

- ①森林簿等により、樹種、林齢及び面積の確認を行った。(樹種、林齢の記入)
- ②森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から間伐対象林の最遠部までの距離が、斜距離で100m以上であることを確認した。(○を記入)
- ③伝票等により、補助対象(樹種がスギ・ヒノキ、材長2m以上のA材～C材)の確認と、数量の集計確認を行った。(○を記入)

※記載方法

- ①面積は小数点第2位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。



別記第 1 2 号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業実施一覧

(国庫補助を受けずに間伐を実施したもの)

- 1 検査年月日
- 2 検査員職氏名
- 3 補助事業者名
- 4 事業実施主体名

補助金 申請整理 番号	林班	小班	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	現地検査 (抽出 1 割)			書類検査				
					樹種	林齢	間伐 状況 確認	抽出 1 割			全件 受託 契約 書	
								樹種	林齢	距離 確認		伝票 数量 確認
1-1												
1-2												
1-3												
2-1												
2-2												
2-3												
3-1												
3-2												
3-3												
4-1												
4-2												
4-3												
合計												

(現地検査)

- ①樹種については現地でスギ又はヒノキであることを確認した。(○を記入)
- ②林齢については間伐木の年輪より5～18 齢級であることの確認を行った。(○を記入)
- ③現地での間伐の状況から、間伐面積及び間伐材出荷量が適当と判断した。(○を記入)

(書類検査)

- ④森林簿等により、樹種、林齢及び面積の確認を行った。(樹種、林齢の記入)
- ⑤森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から間伐対象林の最遠部までの距離が、斜距離で100m以上であることを確認した。(○を記入)
- ⑥事業実施主体が受託により実施したものについては、作業の委託契約がなされているかの確認を行った。(○を記入)
- ⑦事業実施主体が受託をしていないものについては確認不要。(— (ハイフン) を記入)
- ⑧伝票等により、補助対象(樹種がスギ・ヒノキ、材長2m以上のA材～C材)の確認と、数量の集計確認を行った。(○を記入)

※記載方法

- ①面積は小数点第2位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第13号様式

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業実績書

(単位：円)

事業内容	区分	間伐材 出荷量 (m <sup>3</sup> )	補助事業に 要する経費	経費内訳		備考
				県 費	市町村費	
間伐材生産 経費補助	区分1					内訳は別紙
	区分2					
	区分3					
	合計					

注) 区分1：素材市場へ出荷する場合

区分2：加工場に直送する場合

区分3：中間土場へ直送する場合

※記載方法

①面積は小数点第2位まで記載する。

②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

③出荷先は間伐材を出荷した市場や製材工場等の所在地、商号、代表者名を記入する。

別記第 1 3 号様式の別紙

令和 年度くまもと間伐材利活用推進事業箇所別実績書

事業実施年度	事業実施主体名	事業実施主体代表者名

整理 番号	林班	小班	森林所有者	林齢	面積 (ha)	間伐材出荷量 (m <sup>3</sup> )		出荷先	備考
						A材・B材	C材		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
補助区分		申請件数		間伐面積		県補助単価		県補助金額	
区分 1		件		○ h a		1,700円/m <sup>3</sup>		○ 円	
区分 2		件		○ h a		1,200円/m <sup>3</sup>		○ 円	
区分 3		件		○ h a		900円/m <sup>3</sup>		○ 円	
合 計		件		○ h a				○ 円	

概算払請求内訳書

事業名	事業費	補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 A - (B + C)		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計	円	円	円	%	円	%	円	%		

別記第 1 5 号様式

第 号  
令和 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

森林の皆伐（転用）協議書

くまもと間伐材利活用推進事業実施要領第 1 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり森林を皆伐（森林以外の用途へ転用）したいので協議します。

記

森林の皆伐又は森林の転用を行う目的及び理由						
補助金 交付年度	くまもと間伐材利活用推進事業補助に係る森林の所在地	面積 (ha)	補助を受けた間伐材積 (m <sup>3</sup> )	森林の皆伐又は森林の転用の対象となる森林の所在地	面積 (ha)	補助を受けた間伐材積 (m <sup>3</sup> )